

## 平成27年度後期以降における特定事業所集中減算の取扱いについて

### ■ 平成27年度後期以降の適用要件の変更について

平成27年度介護報酬改定により特定事業所集中減算に関しては、平成27年度「後期」判定期間（※）から適用要件が変更されます。

具体的には、減算の判定基準（紹介率最高法人の割合）が90%から80%へ引き下げられ、判定対象サービスについても、これまでの「訪問介護」「通所介護」「福祉用具貸与」3サービスへの限定が外されることとなりました。

さらに、サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者集中していると認められる場合の例示として、新たに「当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けている」旨の文言が追加されました。

（※） 判定期間：平成27年9月1日から平成28年2月29日まで

減算期間：平成28年4月1日から平成28年9月30日まで

### ■ 80%を超えている場合の正当な理由に関する取扱いについて

適用要件の改正に基づき、南河内広域事務室所管市町村内において「正当な理由」として認められる範囲について、次ページ「(別表)80%を超えている場合の正当な理由一覧」のとおり取り扱うことといたしました。

### ■ 特定事業所集中減算チェックシートについて

80%を超えている場合の正当な理由として認められる事例や集中減算チェックシートの様式については、指定権者ごとに異なります。

そのため、**富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町または千早赤阪村**所在の居宅介護支援事業所におかれましては、必ず南河内広域事務室ホームページ掲載の特定事業所集中減算チェックシートを使用してください。

(別表) 80%を超えている場合の正当な理由一覧

ア	<p>貴事業所が設定されている「通常の事業の実施地域」内に、対象サービスごとでみた場合のサービス提供事業所数が、5事業所未満である場合</p>
イ	<p>特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合</p>
ウ	<p>貴事業所における、判定期間中の1月当たり居宅サービス計画件数の平均が20件以下である場合  <small>(チェックシートP7の【一月当たり平均居宅サービス計画件数】の記入が必要となります。)</small></p>
エ	<p>判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、当該サービスが位置づけられた計画件数が1月当たり平均10件以下である場合</p>
オ	<p>サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合で次の要件を満たしている場合  <small>(チェックシート添付の【正当理由「オ」計算シート】の提出が必要となります。)</small></p> <p>利用者から質が高いことを理由に当該サービス(事業所)を利用したい旨の理由書(任意様式)の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等において支援内容の意見・助言を受けているプランを除外して再計算すると、80%以下となる場合</p>
カ	<p>その他正当な理由として認められる場合</p> <p>紹介率最高法人が運営する事業所を位置付けた居宅サービス計画のうち、下記A～Dに該当するプランを除外して再計算すると、80%以下となる場合  <small>(チェックシート添付の【正当理由「カ」計算シート】の提出が必要となります。なお、正当理由「オ」の場合と計算方法が異なりますのでご注意ください。)</small></p> <p>A 他の居宅介護支援事業所の廃止・休止(またはその他の事情による事業所の閉鎖)により引き受けることとなった利用者で、引き受ける前から当該法人が運営するサービス事業所(以下「当該サービス事業所」という。)を位置付けられていたプラン  <small>(判定期間の末日から見て1年以内に引き受けたプランに限ります。例えば、平成27年度後期分の判定においては、平成27年2月28日以降に引き受けたプランのみ対象となります。)</small></p> <p>B 地域包括支援センター(または市町村等行政機関)から、支援困難事例等(※)として計画作成の依頼を受けた利用者であって、当該サービス事業所でなければ対応が困難であるなどの事情があるプラン  <small>(※ 単に認定区分が要支援から要介護へ変わったことによる移行等は該当しません。)</small></p> <p>C 災害等により受け入れ可能事業所が限定されていた、または緊急時において対応できる事業所が他に見つからず、やむなく当該サービス事業所を紹介したプラン  <small>(初めて当該事業所を利用した月のみ除外対象として計上できます。)</small></p> <p>D 上記の他、当該サービス事業所を紹介せざるを得ない正当かつ明確な理由があるプラン  <small>(適切なケアマネジメントの結果、他に選択の余地がないことが客観的に見て明らかであるケースに限ります。なお、こちらを除外対象として計上する場合、チェックシート添付の【正当理由「カ-D」の詳細について】をご提出いただく必要があります。)</small></p>

## ■ 80%を超えている場合の正当な理由「オ」又は「カ」に関する Q & A

Q1 正当理由「オ」又は「カ」について、いずれかの理由に該当する事例が1件でもあれば特定事業所集中減算は適用されないのか。

A 正当理由「オ」又は「カ」に該当する居宅サービス計画を除外して再計算した結果、80%以下となる場合は当減算の対象外となります。(計算方法など詳細については、集中減算チェックシート添付の【正当理由「オ」(又は「カ」)計算シート】をご覧ください。)

<参考> ~「平成27年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol.2)」(介護保険最新情報Vol.471)より抜粋~

問28 留意事項通知の第三の10の(4)の⑤の(例)について、(地域ケア会議等において)意見・助言を受けている事例が1件でもあれば正当な理由として集中減算の適用除外となるか。

(下記事例の場合に①・②のどちらになるか)

(例) 居宅サービス計画数: 102件

A 訪問介護事業所への位置付け: 82件 (意見・助言を受けている事例が1件あり)

① 助言を受けているため正当な理由ありとしてA 事業所に関する減算不要。

$82 \div 102 \times 100 \div 80.3\%$  …正当な理由として減算なし

② 助言を受けている1件分について除外。

$81 \div 101 \times 100 \div 80.1\%$  …減算あり

(答) 居宅サービス計画に位置づけるサービスについては、個々の利用者の状況等に応じて個別具体的に判断されるものであることから、②で取り扱うこととする。

Q2 正当理由「オ」に関し、「地域ケア会議等」については、例えば単に指定居宅介護支援事業者が地域包括支援センターに助言を求めた場合なども該当するのか。

A あくまで地域包括支援センターが実施・主催する事例検討会等が対象となります。

<参考> ~「平成27年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol.2)」(介護保険最新情報Vol.471)より抜粋~

問30 正当な理由の例示のうち、「サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合」の例示について、「地域ケア会議等」とあるが、「等」には具体的に何を含むのか。

(答) 名称の如何にかかわらず地域包括支援センターが実施する事例検討会等を想定している。

Q3 正当理由「カ」のうち「C」において、「緊急時において対応できる事業所が他に見つからず、やむなく当該サービス事業所を紹介したプラン」とあるが、例えば利用者から「早急に事業所を見つけて欲しい」と依頼された場合も該当するのか。

A 該当しません。ここでいう緊急時とは、ただちに対応できる事業所を見つけなければ利用者の生命等に危害が及ぶおそれがあるような事態を想定しています。

**Q4** 正当理由「カ」のうち「D」については、例えば「ケアプランを作成する前に、利用者が既にサービス事業所を決めているケース」も該当するのか。

**A** 単に、利用するサービス事業所を利用者が既に決めているという理由のみでは**該当しません**。

正当理由「カ」のうち「D」については、あくまで**適切なケアマネジメントの結果として**、他の事業所を選択する余地のないことが、客観的に見て明らかである(第三者に証明できる)ケースに限定しています。

<参考> ~「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.2)」(介護保険最新情報Vol.471)より抜粋~

問26 訪問看護の場合、ケアプランに位置付けようとする時点で主治医と利用者との間で既に事業所が選択されていることが多く、これにより紹介率が80%を超えることについては正当な理由に該当すると考えてよいか。

(答) 特定事業所集中減算の正当な理由の範囲は「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成12年3月1日厚生省老人保健福祉局企画課長通知)(以下、「留意事項通知」という。)に示しているところであり、正当な理由の範囲として、サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者集中していると認められる場合(※)等が含まれている。

(※) 利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けている場合等を想定している。なお、利用者から提出を受ける理由書は、当該利用者にとってサービスの質が高いことが確認できるものとし、その様式は任意のものとして差し支えない。

**Q5** 正当理由「カ」のうち「D」については、例えば「サービスの質が高い」、「利用者が特に当該事業所の利用を希望している」、「効果的な機能訓練を実施している」などの場合も該当するのか。

**A** **該当しません**。ただし、適切なケアマネジメントの結果として、当該事業所の実施するサービスが当該利用者にとって**必要不可欠であること**、および他の事業所において**同様のサービスを実施できないこと(他に選択の余地がないこと)**が客観的に見ても明らかであるようなケースについては、正当な理由として認められる場合があります。

<参考> ~「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.2)」(介護保険最新情報Vol.471)より抜粋~

問34 訪問介護の特定事業所加算は、サービス提供の責任体制やヘルパーの活動環境・雇用環境の整備、介護福祉士の配置など質の高いサービス提供体制が整った事業所について評価を行うものであるから、特定事業所加算を算定している訪問介護事業所の場合については、特定事業所集中減算の正当な理由として考えてよいか。

(答) 特定事業所集中減算の正当な理由の範囲は留意事項通知に示しているところであり、正当な理由の範囲として例えば、サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者集中していると認められる場合等が含まれている。具体的には、利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けている場合などが考えられる。



## その他、正当理由「カ」のうち「D」に関する取扱いについて(事例集)

下記はあくまで例示であり、実際に正当な理由として認められるか否かは、諸般の事情を総合的に勘案し、判断いたします。

### ■ 正当理由「カ」のうち「D」に関し、正当な理由として「認められる」事例

① たんの吸引等の行為を必要と認められる利用者について、当該利用者に対しサービス提供可能である事業所(※)のうち、たん吸引等の業務を行うための登録を受けている事業者が他にない。

(※)大阪府の介護サービス情報公表システム、登録喀痰吸引等事業者一覧等を用いて、他に当該サービスを実施できる事業所がないか念入りに確認してください。

② 通所系サービスに関し、栄養改善サービスまたは口腔機能向上サービスが必要と認められる利用者について、利用者の心身の状況等から見て通所可能な範囲内に、栄養改善・口腔機能向上サービスを実施している事業所が他にない。

(栄養改善サービスまたは口腔機能向上サービスが必要であることが確認できる書類を必ず保存しておいてください。また、介護サービス情報公表システム等を用いて、他に当該サービスを実施できる事業所がないか念入りに確認してください。)

③ 配偶者等が既にデイサービス等を利用しており、適切なケアマネジメントの結果、社会参加の促進・支援の観点から、一緒に通える当該事業所の利用が必要であると判断される場合。

配偶者等が先に利用している事業所でなければ社会参加の促進・支援ができないことを確認できる書類の提出を求める場合があります。なお、こうした事例の場合、先に当該事業所を利用している配偶者等については、正当理由「カ」-「D」として計上することはできません。また、利用する事業所を探していた時期が重複していた場合(ほぼ同時期に申し込みを行ったような場合)は、当該夫婦等の両方について正当理由の対象外となります。

### ■ 正当理由「カ」のうち「D」に関し、正当な理由として「認められない」事例

① 利用者が居住する建物(高齢者向け集合住宅など)に併設若しくは隣接するサービス事業所、又は当該高齢者向け集合住宅などを運営する法人の事業所を利用する必要性がある。

② 現在持っているプランのほとんどが、以前から当該事業所を利用している利用者ばかりであり、他の事業所を利用してほしいとも言えず、また新規の利用者も少なく、調整ができない。

上記のような理由だけで除外対象として認めた場合、ごく少数とはいえ、望ましくない運用により特定の事業者に集中しているような居宅介護支援事業所まで減算を免れることとなってしまう、当減算制度の趣旨を損なう可能性があることから、正当な理由として認めない取り扱いといたします。

③ 住宅改修や福祉用具販売を利用した事業所であり、福祉用具貸与についても包括的にメンテナンス、緊急時対応ができる当該事業所を選択した。

④ (利用者が女性の場合において)当該事業所は女性スタッフを多く配置しており、排泄介助等もあり当該事業所の利用を強く希望している。(※)

⑤ ・訪問介護に関し、「夜間にも対応可能である」「通院等乗降介助を実施している」  
・通所系サービスに関して「入浴サービスがある」「機能訓練加算を算定している」など(※)

(※)正当理由として認められる事例②に掲載したケースと異なり、上記のようなサービスを実施している事業所は南河内広域事務室所管地域内だけでも多く存在します(判断にあたっては、介護サービス情報公表システム、市町村の事業所一覧、インターネットその他事業所のパンフレット等を活用してください)。

ただし、場合によっては当該事業所以外の選択肢がないもの(正当な理由有り)として認められるケースがあります。(例:「中山間地域に居住する利用者であって、当該地域を通常の事業実施地域として設定している事業所内、当該サービスを実施している事業所が他にない」など。)

## <参考：基準および解釈通知抜粋>

### 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第20号）から抜粋

注6 別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、特定事業所集中減算として、1月につき200単位を所定単位数から減算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。（大臣基準告示第83号）

#### 居宅介護支援費における特定事業所集中減算の基準

正当な理由なく、指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第2条に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。）において前6月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた指定訪問介護、指定訪問入浴介護（指定居宅サービス等基準第44条に規定する指定訪問入浴介護をいう。）、指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、指定短期入所生活介護、指定短期入所療養介護、指定特定施設入居者生活介護（利用期間を定めて行うものに限る。）、指定福祉用具貸与（指定居宅サービス等基準第193条に規定する指定福祉用具貸与をいう。）、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護、指定夜間対応型訪問介護、指定認知症対応型通所介護、指定小規模多機能型居宅介護（利用期間を定めて行うものに限る。）、指定認知症対応型共同生活介護（利用期間を定めて行うものに限る。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護（利用期間を定めて行うものに限る。）、又は指定看護小規模多機能型居宅介護（利用期間を定めて行うものに限る。）（以下この号において「訪問介護サービス等」という。）の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えていること。（平成27年9月1日から適用）

### 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）から抜粋

#### 第三 居宅介護支援費に関する事項

##### 10 特定事業所集中減算について

###### (1) 判定期間と減算適用期間

居宅介護支援事業所は、毎年度2回、次の判定期間における当該事業所において作成された居宅サービス計画を対象とし、減算の要件に該当した場合は、次に掲げるところに従い、当該事業所が実施する減算適用期間の居宅介護支援のすべてについて減算を適用する。

- ① 判定期間が前期（3月1日から8月末日）の場合は、減算適用期間を10月1日から3月31日までとする。
- ② 判定期間が後期（9月1日から2月末日）の場合は、減算適用期間を4月1日から9月30日までとする。

なお、大臣基準告示において第83号の規定は平成27年9月1日から適用するとしているが、具体的には、②の期間（9月1日から2月末日）において作成された居宅サービス計画の判定から適用するものであり、減算については、翌4月1日からの居宅介護支援から適用するものである。

###### (2) 判定方法

各事業所ごとに、当該事業所において判定期間に作成された居宅サービス計画のうち、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護（利用期間を定めて行うものに限る。）、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護支援介護（利用期間を定めて行うものに限る。）、認知症対応型共同生活介護（利用期間を定めて行うものに限る。）、地域密着型特定施設入居者生活介護（利用期間を定めて行うものに限る。）又は看護小規模多機能型居宅介護支援介護（利用期間を定めて行うものに限る。）（以下「訪問介護サービス等」という。）が位置付けられた居宅サービス計画の数をそれぞれ算出し、訪問介護サービス等それぞれについて、最もその紹介件数の多い法人（以下「紹介率最高法人」という。）を位置付けた居宅サ

ービスの数の占める割合を計算し、訪問介護サービス等のいずれかについて80%を超えた場合に減算する。

(具体的な計算式)

事業所ごとに、それぞれのサービスにつき、次の計算式により計算し、いずれかのサービスの値が80%を超えた場合に減算

当該サービスに係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数÷当該サービスを位置付けた計画数

### (3) 算定手続

判定期間が前期の場合については9月15日までに、判定期間が後期の場合については3月15日までに、すべての居宅介護支援事業者は、次に掲げる事項を記載した書類を作成し、算定の結果80%を超えた場合については当該書類を都道府県知事(指定都市及び中核市においては、指定都市又は中核市の市長)に提出しなければならない。なお、80%を超えなかった場合についても、当該書類は、各事業所において2年間保存しなければならない。

- ① 判定期間における居宅サービス計画の総数
- ② 訪問介護サービス等のそれぞれが位置付けられた居宅サービス計画数
- ③ 訪問介護サービス等のそれぞれの紹介率最高法人が位置付けられた居宅サービス計画数並びに紹介率最高法人の名称、住所、事業所名及び代表者名
- ④ (2)の算定方法で計算した割合
- ⑤ (2)の算定方法で計算した割合が80%を超えている場合であって正当な理由がある場合においては、その正当な理由

### (4) 正当な理由の範囲

(3)で判定した割合が80%を超える場合には、80%を超えるに至ったことについて正当な理由がある場合においては、当該理由を都道府県知事(指定都市及び中核市においては、指定都市又は中核市の市長)に提出すること。なお、都道府県知事(指定都市及び中核市においては、指定都市又は中核市の市長)が当該理由を不相当と判断した場合は特定事業所集中減算を適用するものとして取り扱う。正当な理由として考えられる理由を例示すれば次のようなものであるが、実際の判断に当たっては、地域的な事情等も含め諸般の事情を総合的に勘案し正当な理由に該当するかどうかを都道府県知事(指定都市及び中核市においては、指定都市又は中核市の市長)において適正に判断されたい。

- ① 居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に訪問介護サービス等が各サービスごとでみた場合に5事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合  
(例) 訪問介護事業所として4事業所、通所介護事業所として10事業所が所在する地域の場合紹介率最高法人である訪問介護事業者に対して、減算は適用されないが、紹介率最高法人である通所介護事業者に対して、減算は適用される。
- ② 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合
- ③ 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下であるなど事業所が小規模である場合
- ④ 判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が1月当たり平均10件以下であるなど、サービスの利用が少数である場合  
(例) 訪問看護が位置付けられた計画件数が1月当たり平均5件、通所介護が位置付けられた計画件数が1月当たり平均20件の場合紹介率最高法人である訪問看護事業者に対して、減算は適用されないが、紹介率最高法人である通所介護事業者に対して、減算は適用される。
- ⑤ サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合  
(例) 利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けているもの。
- ⑥ その他正当な理由と都道府県知事(指定都市及び中核市においては、指定都市又は中核市の市長)が認めた場合